村田町四公共事業包括的民間委託のための

マーケットサウンディング(市場調査)実施要綱

**１　調査の目的**

村田町では、上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施している。これらの事業は、事業規模や地理的要因による建設改良費やランニングコストが割高であり、更に人口減少による減収や施設の老朽化に伴う修繕費等の維持管理費が増加する傾向である。

　今後これらのサービスを維持するために、民間活力を取り入れた経営の健全化（財政負担の軽減や効率性の向上など）を図るため、四公共事業の官民連携手法「包括的民間委託」を導入することとしている。この委託を引き受け可能な事業者の有無や、町が具体的なスキームを検討する材料のための意見を募集する。

　今般これに先立ち、官民対話による行政と民間の意見交換会（第１回サウンディング）を実施する。

**２　対象事業者**

　本調査の目的を踏まえて、事業者として参入を検討する意向を有する法人

または法人グループ

**３　参加申し込みについて**

　今回の調査に際し、下記の書類をメール及び郵送にて平成３１年１月２２日（火）（必着）までに提出をお願いします。

・様式1　官民対話参加申込書

・様式２　秘密保持誓約書

・様式３　事前アンケート回答用紙

**４　意見交換会開催日時**

　日時：平成３１年１月２９日（火）　午後１：３０～４：００

　会場：村田町中央公民館　大ホール

**５　意見書・個別ヒアリング**

　意見交換会開催後、平成３１年２月末日までに、様式４に意見を記入の上、メールにて提出してください。

内容によっては、個別ヒアリングを行う場合があります。

**６　質問書**

　質問は、参加申し込み受理後、平成３１年２月末日までメールにて受け付けます。

なお、質問書は様式５を使用してください。

　質問については、追加訂正することができます。

質問の回答については、Q&Aを別途ホームページにより公表いたします。

**７　留意事項**

　参加に要する費用報酬は提供しません。

　本調査における意見、提案内容については、業務内容を検討する際の参考といたしますが、必ず反映されるものではありません。

　本調査の参加実績が今後何等かの優位性を持つものではありません。

　調査結果の回答は、公表資料を基に判断してください。

**８　調査結果の公表**

　調査結果の概要については、別途ホームページにより公表いたします。

**９　担当課・問い合わせ先**

〒９８９－１３９２　宮城県柴田郡村田町大字村田字迫６

宮城県村田町役場　上下水道課

電　話：０２２４－８３－２８７０　直通

ＦＡＸ：０２２４－８３－５７２０

　　メールアドレス：mura-sui@town.murata.miyagi.jp

**別添**　〇資料１　村田町四公共事業包括的民間委託仕様書（案）抜粋

　　○資料２　村田町公共四事業における業務規模の概要の一部

〇様式１　官民対話参加申込書

　　〇様式２　秘密保持誓約書

〇様式３　事前アンケート回答用紙

○様式４　包括的民間委託に関する意見書

○様式５　質問書

１０　業務内容

　対象事業：　村田町上水道事業

　　　　　　　村田町工業用水道事業

　　　　　　　村田町公共下水道事業

　　　　　　　村田町農業集落排水事業

業務委託期間：平成３２年４月１～平成３５年３月３１日までの３年間

業務範囲：　料金等賦課に関する業務（四公共事業）

　　　　　　料金等徴収に関する業務（四公共事業）

　　　　　　メーター検針に関する業務（四公共事業）

　　　　　　給水開始・休止等窓口事務に関する業務（上水道・工業用水道事業）

　　　　　　排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務（下水道・農業集落排水事業）

　　　　　　漏水調査及び修繕に関する業務（上水道・工業用水道事業）

　　　　　　施設の維持管理に関する事業（四公共事業）※

　　　　　　給水装置工事に関する業務（上水道・工業用水道事業）

　　　　　　排水設備工事に関する業務（公共下水道・農業集落排水事業）

　　　　　　メーター器維持管理業務（上水道・工業用水道事業）

　　　　　　水質検査に関する業務（四公共事業）

　　　　　　施設台帳更新業務（四公共事業）

　　　　　　緊急時の対応（四公共事業）

※上水道及び工業用水道配水管及び送水管並びに下水道及び農業集落排水の管渠を除く

以上

**包括委託業務導入スケジュール（案）**

H30.12　　　　官民対話募集開始

　　　　　　　（申請書受理・質問書）

H31.1　　　　　第１回サウンディング開始

　　　　　　　（質疑応答）

H31.3　　　　　結果公表

　　　　　　　（提案内容や提言公表）

H31.5　　　　　第２回サウンディングの実施

　　　　　　　（質疑応答）

事業内容等最終仕様書作成

H31.9　　　　　プロポーザル手法による審査公告

H31.10　　　　　参加申し込み受付・審査会の実施

H31.12　　　　　入札・受託者の選定

H31.12　　　　　契約締結

　　　　　　　　引継ぎ業務開始

H32.4.1　　　　　受託者による事業開始

　　　　　　　　引継ぎ期間終了　H32.9まで

H35.3.31　　　　包括業務契約完了

様式１

官民対話参加申込書

平成　　年　　月　　日

　　村田町長　佐　藤　英　雄　様

　　村田町四公共事業包括的民間委託に関する意見交換会への参加について

以下のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　社　名 | |  | |
| 所　在　地 | |  | |
| 担  当  者 | 氏　　　名 |  | |
| 所属・役職 |  | |
| 電話　番号 |  | |
| ＦＡＸ番号 |  | |
| メールアドレス |  | |
| 参　　加　　者 | | 氏　名 | 所　属 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※会場の関係上、参加者は１社につき3名までとする。

様式２

秘密保持誓約書

平成　　年　　月　　日

　　村田町長　佐　藤　英　雄　様

住所

商号又は名称　　　　　　　　　　　印

代表者の氏名

（権限規程に基づく決裁者でよい）

当社は、今般、村田町（以下「町」といいます。）から平成30年12月26日付で案内がありました「村田町四公共事業包括的民間委託のためのマーケットサウンディング（市場調査）実施要綱」（以下「本実施要綱」といいます。）に係る意見書を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本実施要領に係る官民対話参加申込書及び本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１ 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２ 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を町に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３ 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、町から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、町から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、町又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、町又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

町から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により町及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により町及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7 条第1 項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が村田町四公共事業包括的民間委託の実施に係る入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより町又は第三者（町に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（印刷物等の破棄等）

１ 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、別途町が指定する期日までに（又は本書の違反等により町が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。

２ 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上

様式３

事前アンケート回答用紙

１　御社の業種と上下水道事業との関連について（グループの場合は代表）

1. 業種をお答えください。
2. 設計・コンサルティング業
3. 建設業
4. 製造業（管、機器、電気設備等）
5. 卸売業（各種材料等）
6. 金融業（銀行、証券、保険等）
7. その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
8. 現在上下水道事業への関連業務を行っていますか
9. はい（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
10. いいえ

２　本町で想定している包括委託事業についてご意見をお聞かせください。

　　（内容での意見、受注のため条件など）

　・

以上協力ありがとうございました。

連絡先を記入ください。

　貴社名

　担当部署　　　　　　　　　担当者・役職

　連絡先　住所

電話・FAX

メールアドレス

※３１年１月２２日まで協力願います。

様式４

包括的民間委託に関する意見書

平成　　年　　月　　日

　　村田町長　佐　藤　英　雄　様

　　　　　　　　　　　　　　　　会　社　名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　連　絡　先

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 意見 |
| 契約期間 |  |
| 委託内容 |  |
| 仕様書 |  |
| その他 |  |

様式５

質問書

平成　　年　　月　　日

　　村田町長　佐　藤　英　雄　様

　　　　　　　　　　　　　　　　会　社　名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　連　絡　先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問箇所 | 書類名 |  |
| ページ |  |
| 項番号 |  |
| 項目 |  |
| 質問内容 |  | |

※１　質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※２　質問は、本様式１枚につき１件とする、複数ある場合は、本様式を複写して用

いること。